

小鹿野町木質バイオマスストーブ等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、木質バイオマスエネルギーの利活用を推進することにより、地球温暖化の防止を図るとともに、林業及び木材産業の活性化に寄与することを目的とし、木質バイオマスストーブ又は木質バイオマスボイラー（以下「木質バイオマスストーブ等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、小鹿野町補助金等の交付手続き等に関する規則（平成17年小鹿野町規則第43号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマスストーブ 薪又は木質ペレット（おが粉状にした木材に圧力を加え円柱状にしたもの）
- (2) 木質バイオマスボイラー 薪等を燃料として使用するボイラーで、主に住宅用として設計された、容器内の水を加熱し、所要の蒸気又は温水を作る装置をいう。なお灯油などの化石燃料と併用できるものも含む。

(補助対象設備)

第3条 この告示による補助の対象となる木質バイオマスストーブ等は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 購入及び設置に要する経費が3万円以上であること。
- (2) 木質バイオマスストーブ等を適正に維持管理できること。
- (3) 中古品、自作品、リース品でなく、未使用品であるもの
- (4) 建築基準法等関連法規に基づいて設置されるもの
- (5) 排気ダクトを備え付けた固定式のもの

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は有することとなる者、町内に事業所を有する事業者で薪ストーブ等を自ら居住する町内の住宅又は事業所（店舗及び併用住宅を含む。）に設置する者
- (2) 補助金の申請時に納期限の到来した町税を滞納していないこと（個人設置の場合は、世帯員全員）。
- (3) 町で実施している他の補助制度を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、木質バイオマスストーブ等の本体、煙突及び付属品の購入及び取付工事並びに窓枠工事に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、前項の経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、木質バイオマスストーブ等設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 対象設備の設置予定箇所の位置図
- (3) 対象設備の設置状況が分かる平面図、立面図等
- (4) 対象設備の設置予定箇所が確認できる写真
- (5) 誓約書
- (6) その他町長が必要と認めたもの

(補助金交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して木質バイオマスストーブ等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、不交付と決定したときは、木質バイオマスストーブ等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(購入)

第8条 前条に定める交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに木質バイオマスストーブ等を購入し、設置するものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定内容を変更する場合又は木質バイオマスストーブ等の購入を中止する場合は、速やかに木質バイオマスストーブ等設置費補助金変更・中止申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、設置又は配管に係る直接的経費の申請内容を変更する場合において、交付決定額に変更がない場合は、この限りでない。

(変更交付決定等)

第10条 町長は、前条の申請書について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、変更内容を決定して木質バイオマスストーブ等設置費補助金変更交付決定通知書（様式5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、木質バイオマスストーブ等設置費補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 木質バイオマスストーブ等の本体、煙突及び付属品の購入及び取付工事並びに窓枠工事に係る経費の内訳、仕様等が確認できる書類の写し
- (2) 申請者が購入したことを証明する領収書の写し
- (3) 木質バイオマスストーブ等の設置状況を示すカラー写真
- (4) その他町長が必要と認めたもの

(補助金額確定等)

第12条 町長は、前条の報告書について内容を審査のうえ、補助金額を確定したときは、木質バイオマスストーブ等設置費補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金額の確定を受けた補助事業者は、遅滞なく木質バイオマスストーブ等設置費補助金請求書（様式第8号）を提出するものとし、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付決定の全額又は一部を取消することができる。

- (1) 不正の手段によって補助金を受けたとき。
- (2) 本告示に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付決定を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に補助金の返還を命ずるものとする。

(協力)

第16条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて当該木質バイオマスストーブ等の利用状況等の情報提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。